

農業委員会だより



アスパラガス栽培奮闘中!!



地域の後継者

伊藤 広明さん（青田字猪森）

私は21歳で就農し、23歳でアスパラガス栽培を始めました。

両親は、米作りや農家民宿の経営を行い、私はアスパラガス栽培を中心に取り組んでいます。

アスパラガスの旬は、3月下旬（春採り）からと6月下旬（夏採り）からです。特に春採りのアスパラガスは、甘みがあり柔らかく、とても美味しいです。

今後は、アスパラガスの生産性を上げ、売り方の工夫をしてさらなる販路拡大を目指したいと思っています。

現在、私は昨年結成された本宮若手農業団の団長をしています。

コロナ禍により活動が思うようにできませんが、しらすわ直売所のマルシェへの出店など、団員と話し合いながらできることを一つずつ全力で取り組んでいます。

今後も、イベントへの出店を続け、活動を通して市の農作物の美味しさを伝え地産地消に取り組んでいきたいと思っています。

主な内容

- 早場米「つきあかり」の収穫.....2面
- 農地パトロールを実施しています.....2面
- 空き家とセットで農地が取得しやすくなりました.....3面
- 農地の転用には許可が必要です.....3面
- 農地中間管理事業の活用をご検討ください.....4面
- 農業者年金に加入しましょう.....4面
- 全国農業新聞を読もう.....4面



早場米「つきあかり」の収穫

市内の農業法人・御稲プライマル株式会社は、9月7日に、早場米「つきあかり」の収穫を行いました。

米の収穫時期は通常であれば9月下旬ごろに始まりますが、「つきあかり」の収穫は通常よりも早い時期に行われます。

早い時期に収穫を行うことは、秋の天候不順や鳥獣被害への対策につながり、そのお陰で私たちは、安定した品質の美味しい新米を早い時期に食べることができます。

「つきあかり」は、炊き上がりが艶やかであり、輝いていたことから命名されました。味は、非常にうま味にすぐれ、ほどよいもっちり感がありま



「つきあかり」収穫の様子

す。「こしひかり」とよく比べられますが、引けをとらない美味しさであるのとことです。

同社は青田字寄松に本社

を構え、主に農産物の生産、加工、販売などを行っており、食の大切さ、農業の魅力を発信し続けています。

農地パトロールを実施しています

本宮市農業委員会では、農地の利用状況の調査や違反転用の防止などを目的に毎年8月から9月にかけてすべての農地を対象に農地パトロールを実施しています。

農業委員および農地利用最適化推進委員が2人1組となり、現地確認を行うものです。

管理がされていない遊休農地は、近隣農地へ悪影響を与える害虫や病気の発生源になってしまったり、また、



農地パトロールの様子

畑を荒らす猪など有害鳥獣の住処になってしまつ可能性があるります。

農地は大切な資源です。耕作放棄をせず適切な管理を行い、優良な農地を守っていきましよう。

空き家とセットで農地が取得しやすくなりました!

これまで、農地の権利を取得するには、一定以上の耕作面積を満たす必要がありましたが、令和3年6月より、空き家バンク登録済みの空き家とセットの場合、0.5アール（50㎡）以上の耕作面積を条件に農地の権利を取得できるようになりました。

空き家とセットの場合に限られますが、これにより家庭菜園程度の農地から耕作を始めることができます。

「もとみや空き家バンク」に登録された空き家とセットの農地として農業委員会の指定を受けた農地

0.5アール（50㎡）以上の耕作面積があれば農地の権利取得可

詳しくは、ホームページをご覧ください。農業委員会にお問い合わせください。



●手続きの流れ

- ① 空き家バンクへの空き家の登録（市建築住宅課への申請）
- ② 空き家とセットの農地として指定登録（農業委員会への申請）
- ③ 農業委員会による農地の指定決定
- ④ 空き家バンクに農地情報を登録
- ⑤ 空き家・農地の契約成立
- ⑥ 農地の権利取得のための許可申請（農業委員会への申請）
- ⑦ 農業委員会による許可決定
- ⑧ 農地の権利移転

「農地の転用」には許可が必要です!

農地転用とは、農地を農地以外の用途にすることです。

- ・住宅や事務所を建てる
- ・駐車場にする
- ・資材置き場や建設残土置き場にする など

◎農地転用の手続き

農地転用する場合、農地法の許可が必要になります。誰が転用を行うかによって、手続きが異なります。

- 農地法第4条…自分の農地を転用する場合
- 農地法第5条…第三者が買う、または借りた農地を転用する場合

なお、農地の状況などにより、転用許可ができない場合があります。農地転用を計画される際は、農業委員会にご相談ください。

◎農地の無断転用は違反となります!

農地転用許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などを求める場合があります。

農業者はもとより、開発に携わる人も制度を正しく理解し、法令順守に努めましょう。

●違反転用の罰則について

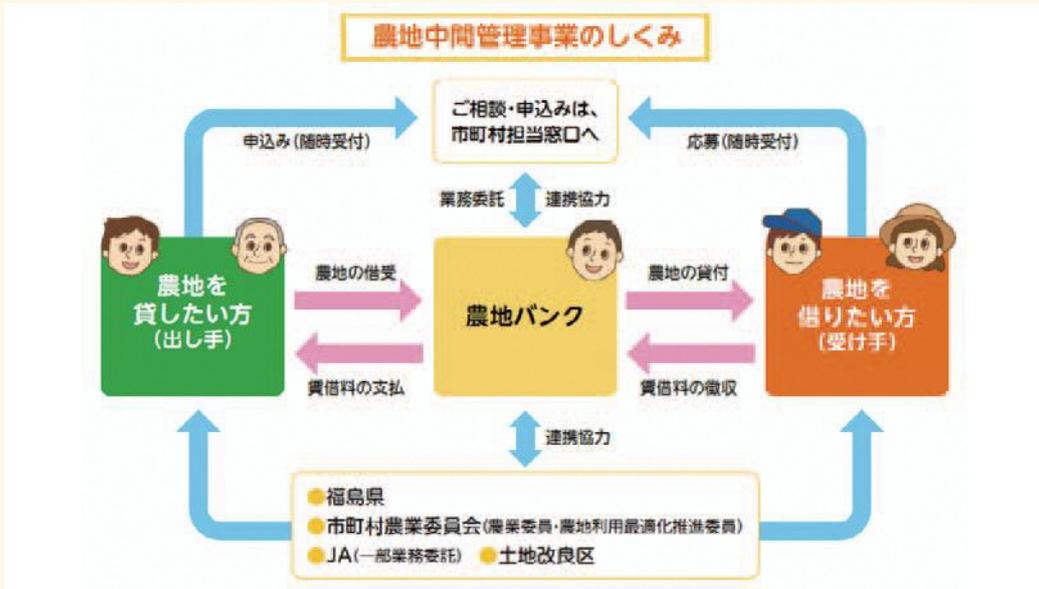
違反転用や原状回復命令違反については、以下の罰則の適用もあります。

- ・個人には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金
- ・法人には、1億円以下の罰金（農地法第64条、67条）



農地中間管理事業の活用をご検討ください

農地中間管理事業とは、農地バンクが、地域内の分散した農地などを出し手から借り受け、まとまりのある形で担い手に長期間貸し付ける事業です。



農業者年金受給者の方へ

農地を会社勤めの後継者に移譲している方は、農地中間管理事業を活用することで、年金額が今よりも増額する可能性があります！豊かな老後の生活と農地の有効利用のため、活用をご検討ください！

※詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

豊かな老後に備えて 農業者年金に加入しましょう！

近年長寿社会の進行により年金の重要性は増しており、国民年金に加え、豊かな老後のためさらなる備えが必要です。

→ **農業者年金に加入しましょう！**

農業者年金は次の要件を満たす方ならどなたでも加入可能です。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業従事
- ③ 60歳未満

※詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

全国農業新聞を読もう！

見やすく 分かりやすく 充実した農業の情報を届けます



本市の情報も！
(8月記事)

- 発行日／毎週金曜日
- 購読料／月額700円

※詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

コロナは、すぐそこに！

注意しながら
静かに過ごす



広報編集委員

- ・ 渡辺 謙輔
- ・ 伊藤 隆一
- ・ 石橋 広基
- ・ 渡辺 善幸

コロナ禍により、農業経営や団体での活動に様々な影響があることを強く感じております。
農業委員会は、その中でもできるだけの農家の皆様からの相談活動を続けながら、不安解消に取り組みたいと思います。

編集後記